

岩労発基 0623 第 7 号
令和 8 年 6 月 23 日

関係団体の長 殿

岩手労働局長



労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部
の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令等の施行について
(個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る規定関係)

日頃より、労働行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）については、令和 7 年 5 月 14 日に公布され、今般、改正法の一部が令和 9 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（令和 8 年政令第 40 号）が令和 8 年 3 月 18 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 29 号）が令和 8 年 3 月 23 日に、労働安全衛生法第 42 条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 101 号）が令和 8 年 3 月 23 日にそれぞれ公布され、いずれも令和 9 年 4 月 1 日に施行又は適用されることとなっています。

これを踏まえ、今回の改正に係る趣旨及び考え方並びに措置義務主体が講ずべき具体的実施事項等を整理した施行通達を、別添（下記 URL 及び二次元コード参照）のとおり作成しました。

つきましては、貴団体におかれましても、改正法等の内容について御理解いただくとともに、会員の皆様等において適切な対応が図られるよう、周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

【掲載ページ・二次元コード】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001704274.pdf>

